

## 議案第1号

区議会提出議案に関する意見聴取

(世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和3年2月9日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

「世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例」につき、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき区長から意見を求められたので、本案を提出する。



2世総第725号  
令和3年1月25日

世田谷区教育委員会  
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

- 1 案件名  
世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 案文  
別紙のとおり
- 3 提案議会  
令和3年第1回世田谷区議会定例会
- 4 回答期限  
令和3年2月10日（水）
- 5 担当  
総務部総務課総務係 山岡 内線2064

議案第 号

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月25日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 教育長の期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「100分の25」を「100分の20」に改める。

第2条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「100分の20」を「100分の25」に、「100分の180」を「100分の177.5」に、「100分の185」を「100分の182.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正案	旧
<p>第4条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては100分の180、12月に支給する場合においては100分の185を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>第4条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の180、12月に支給する場合においては100分の185を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>
第2条による改正案	第1条による改正後の条例案
<p>第4条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の177.5、12月に支給する場合においては100分の182.5を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>附 則 (令和 年 月 日条例第 号)</p> <p>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条の規定 (次号に掲げる改正規定を除く。) 公布の日</p> <p>(2) 第2条の規定 令和2年4月1日</p>	<p>第4条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては100分の180、12月に支給する場合においては100分の185を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>